

○宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター客員研究員の選考に関する申合せ

〔平成24年3月16日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この申合せは、宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター（以下「センター」という。）規則第10条第3項の規定に基づき、客員研究員の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(客員研究員)

第2条 学外の学術研究者との交流を図ることによって、産業動物感染症の疫学、国際防疫及び診断・予防法に関する学術の進展に寄与するため、本学において先端的研究に従事しようとする者を客員研究員として受け入れることができる。

2 前項のほか、産業動物の伝染病に関する発生時の防疫措置、危機管理、国内外の畜産基盤の安定化に寄与するため、特に協力を必要とする者を客員研究員として受け入れることができる。

(資格)

第3条 客員研究員は、次の号のいずれかに該当する者について受入れることができるものとする。

- (1) 国内の大学の教授、准教授、講師及び助教又はこれらに相当すると認められる者
- (2) 外国の大学における研究者等であつて、前号に相当すると認められる者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、国内外において、専門分野等についての優れた知識及び経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

(任期)

第4条 客員研究員の任期は、1年以内とする。ただし、センター長が特に必要があると認めるときは、受入期間を延長することができる。

(受入れの申出)

第5条 客員研究員を採用しようとするときは、センター長に推薦書、履歴書、業績目録等を提出するものとする。

(選考)

第6条 客員研究員の選考は、センター運営委員会の議に基づきセンター長が行う。

(施設・設備等の使用)

第7条 客員研究員は、本学の教育、研究に支障がない範囲において、研究を遂行するために本学の施設・設備等を使用することができるものとする。

(給与等)

第8条 客員研究員の給与は、支給しない。ただし、研究経費及び旅費については、別に定める。

(学内諸規則等の準用)

第9条 客員研究員について、本申合せに規定する事項以外については、本学の学内規則等を準用するものとする。

(雑則)

第10条 この申合せに定めるもののほか、客員研究員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この申合せは、平成24年3月16日から実施する。